3. 山村の動向

山村は、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を 果たしているが、過疎化及び高齢化の進行、森林放 置の増加等の問題を抱えている。一方、山村には独 自の資源と魅力があり、これらを活用した活性化が 課題となっている。

以下では、山村の現状と活性化に向けた取組について記述する。

(1)山村の現状

(山村の役割と特徴)

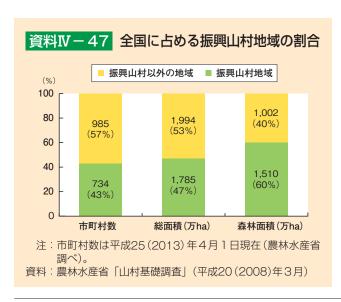
山村は人が定住し、林業生産活動等を通じて日常的に森林を整備及び管理することにより、国土の保全、水源の滋養等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮に重要な役割を果たしている。

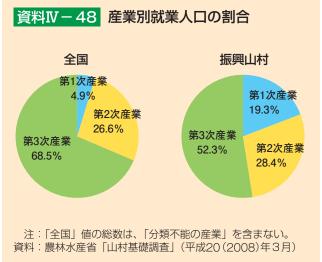
「山村振興法*73」に基づく「振興山村*74」は、 平成25(2013)年4月現在、全国市町村数の約4 割に当たる734市町村において指定されており、国 土面積の約5割、森林面積の約6割を占めている(資料IV-47)。振興山村は、まとまった平地が少ない など、平野部に比べて地理的条件が厳しい山間部に 多く分布しており、面積の約8割が森林に覆われている。産業別就業人口をみると、全国平均に比べて、 農業や林業等の第一次産業の占める割合が高い(資料IV-48)。

平成20 (2008) 年に国土交通省が行った「人口減少・高齢化の進んだ集落等を対象とした日常生活に関するアンケート調査」によると、山村の住民が生活する上で困っていることや不安なことについての質問に対しては、「近くに病院がない」、「救急医療機関が遠く、搬送に時間がかかる」、「近くで食料や日用品を買えない」など、医療を中心に、生活に必要な基礎的サービスの不足を挙げる者が多い。また、「学校が遠い」など、子どもの教育面での不安を感じている者もいる。さらに、20歳代の5割が「携帯電話の電波が届かない」、30歳未満の世帯主の4割以上が「将来は別の地域に移りたい」と回答するなど、若い世代で山村の生活に満足していない者が多い。

(山村では過疎化・高齢化が進行)

山村では、農林業の衰退等により、高度経済成長期以降、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化と高齢化が急速に進んでいる。現在、振興山村の人口は、全国の3%に当たる432万人となっており、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、全国平均の1.5倍に当たる31%となっている(資料IV-49)。





- *73 国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることを 目的として、昭和40 (1965)年に議員立法で制定された法律。10年を期限とする時限法で、現行法の期限は平成27 (2015)年3 月31日。
- *74 旧市町村(昭和25(1950)年2月1日時点の市町村)単位に林野率75%以上かつ人口密度1.16人/町歩未満(いずれも昭和35 (1960)年時点)等の要件を満たし、産業基盤や生活環境の整備状況からみて、特にその振興を図ることが必要であるとして「山村振興法」に基づき指定された区域。

また、平成23(2011)年に総務省及び国土交通 省が行った「過疎地域等における集落の状況に関す る現況把握調査」によると、過疎地域等の集落の中 でも、山間地の集落では平地や中間地に比べて、世 帯数が少ない、高齢者の割合が高い、集落機能が低 下し、その維持が困難である、消滅の可能性がある などの問題に直面する集落の割合が高くなっている (資料Ⅳ-50)。

平成25 (2013) 年3月に国立社会保障・人口問 題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口| によると、平成52 (2040) 年における総人口の指 数(平成22(2010)年=100とした場合)が80未 満、すなわち総人口が2割以上減少する自治体は、 全自治体の69.5%を占める1.170自治体に上ると 推計されている。また、平成52(2040)年におけ る65歳以上人口の指数(平成22(2010)年=100

とした場合)が100以上、すなわち65歳以上の人口 が増加する自治体は、全自治体の55.0%を占める 926自治体に上ると推計されている(資料N-51)。 こうした中で、山村においては、過疎化及び高齢化 が今後も更に進むことが予想され、山村における集 落機能の低下、さらには集落そのものの消滅につな がることが懸念される。

(過疎地域では森林の放置が増加)

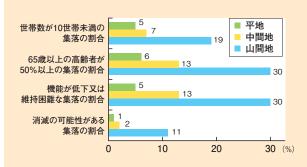
平成23(2011)年に総務省及び国土交通省が 行った「過疎地域等における集落の状況に関する現 況把握調査」によると、消滅した集落における森林・ 林地の管理状況は、これらの集落の54%では元住 民、他集落又は行政機関が管理しているものの、残 りは放置されており、また、前回の調査と比べると、 森林・林地の放置割合が上昇している(資料N-52)。さらに、過疎地域等の集落では、働き口の減





資料:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村基礎調査」(平成 20 (2008)年3月)

資料IV-50 過疎地域等の集落の状況



注:「山間地」は、林野率が80%以上の集落、「中間地」は、 山間地と平地の中間にある集落、「平地」は、林野率が 50%未満でかつ耕作率が20%以上の集落。

資料:総務省及び国土交通省「過疎地域等における集落の状況 に関する現況把握調査」(平成23(2011)年3月)

資料Ⅳ-51 市区町村別にみた将来人口の推計

平成52 (2040) 年における「総人口の指数」別の市区町村数と 割合(平成22(2010)年=100とした場合)



平成52 (2040) 年における「65歳以上人口の指数」別の市区 町村数と割合(平成22(2010)年=100とした場合)



注1:「総人口の指数」とは、平成22(2010)年の総人口を 100としたときの総人口の値。

- 2:「65歳以上人口の指数」とは、平成22(2010)年の65 歳以上人口を100としたときの65歳以上人口の値のこ
- : グラフの中の数字は、自治体数、カッコ内の数字は1,683 市区町村に占める割合(%)。
- 4:計の不一致は四捨五入による。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計 人口」(平成25(2013)年3月)

少をはじめとして、耕作放棄地の増大、獣害や病虫害の発生、林業の担い手不足による森林の荒廃等の問題が発生しており、地域における資源管理や国土保全が困難になりつつある(資料IV-53)。

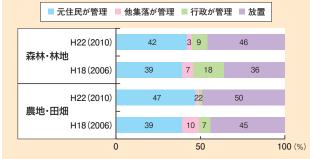
特に、集落周辺の里山林等、生活圏に隣接した森林においては、藪化の進行や竹の侵入等の荒廃が顕著になりつつある。

このように、山村では、過疎化及び高齢化により、 適切な整備及び保全が行われない森林が増加してお り、森林の有する多面的機能の発揮に影響を及ぼす ことも危惧される状態にある。

(山村には独自の資源と魅力あり)

一方で、山村には、豊富な森林資源、水資源、美 しい景観のほか、食文化をはじめとする伝統や文化、 生活の知恵や技等、有形無形の地域資源が数多く残 されていることから、都市住民が豊かな自然や伝統

資料IV-52 消滅集落跡地の資源管理状況



注:計の不一致は四捨五入による。

資料:総務省及び国土交通省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」(平成23(2011)年3月) 国土交通省及び総務省「国土形成計画のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19(2007)年8月)

注:市町村担当者へのアンケート結果(複数回答)

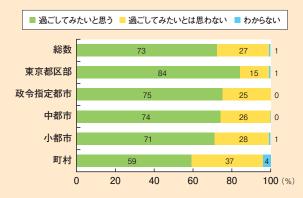
資料:総務省及び国土交通省「過疎地域等における集落の状況 に関する現況把握調査」(平成23(2011)年3月) 文化に触れる場、心身を癒す場、子どもたちが自然 を体験する場としての役割が期待される。

山村は、過疎化及び高齢化や生活環境基盤の整備の遅れ等の問題を抱えているが、見方を変えれば、都市のような過密状態がなく、生活空間にゆとりがある場所であるとともに、自給自足生活や循環型社会の実践の場として、また、時間に追われずに生活できる「スローライフ」の場としての魅力があるともいえる。

平成23 (2011) 年に内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、「緑豊かな農山村に一定期間滞在し休暇を過ごしてみたいと思う」と回答した者の割合は73%であり、都市部ほどその割合が高くなる傾向にある(資料IV-54)。また、「過ごしてみたい」と回答した者に対して、森林や農山村で行いたいことを尋ねたところ、「森林浴により気分転換する」、「森や湖、農山村の家並みなど魅力的な景観を楽しむ」、「野鳥観察や渓流釣りなど自然とのふれあい体験をする」等と回答した者の割合が高かった。

さらに、森林資源を持続的に利用しながら自然と 人間が共生する営みを、世界的にも価値があるもの として再評価しようとする動きもある。平成25 (2013)年5月には、大分県国東半島宇佐地域にお けるクヌギ林とため池の連携による循環型農林業が 評価され、国際連合食糧農業機関(FAO)の世界農 業遺産に認定された(事例IV-6)。

資料IV - 54 農山村滞在型の余暇生活への 関心度



資料: 内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成23(2011) 年12月調査)

(2)山村の活性化

(地域の林業・木材産業の振興と新たな事業の創出)

山村が活力を維持していくためには、地域固有の 自然や資源を守るとともにこれらを活用して、若者 やUJIターン*⁷⁵者の定住を可能とするような多様 で魅力ある就業の場を確保し、創出することが必要 である。

このため、林野庁では、地域の基幹産業である林業・木材産業を振興するとともに、きのこや山菜、木炭等の特用林産物の生産振興を図っている。今後は、木質バイオマス燃料等の山村固有の未利用資源を活用した、新たなビジネスの創出も期待される。

また、農林水産省では、農林漁業者と中小企業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品開発や販路開拓等を行う「農商工等連携」の取組を推進している。平成20(2008)年7月に施行された「中小企業者と農林漁業者との連携

による事業活動の促進に関する法律」に基づき、農林漁業者と中小企業者が作成する「農商工等連携事業計画」については、林産物関係で36件が認定されている(平成26(2014)年2月時点)。

さらに、農林水産省は、地域の第1次産業と第2次・第3次産業(加工や販売等)に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う「6次産業化」の取組を進めている。平成23(2011)年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づき、農林漁業者等が作成する「総合化事業計画」については、林産物関係で85件が認定されている(平成26(2014)年2月末時点)(事例IV-7)。

平成24(2012)年8月に成立した「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」に基づき設立された「農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)」では、今後、地域ファンド等による6次産業化事業体への出

事例Ⅳ - 6 大分県国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定

平成25(2013)年5月に石川県で開かれた国際連合食糧農業機関(FAO)の国際会議で、大分県国東半島宇佐地域が、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環~森の恵み しいたけの故郷~」として世界農業遺産^注に認定された。

同地域では伝統的にクヌギを利用した原木しいたけ栽培が盛んであり、全国一の生産量を誇る大分県の原木乾しいたけの約2割を占める。原木しいたけの栽培を通じて



原木しいたけ栽培のためのクヌギ林



世界農業遺産の認証マーク

おおむね15年周期で伐採と再生を繰り返して維持されるクヌギ林は、降水量の少ない同地域のため池の水を涵養し、稲作やシチトウイといった水田農業を支えるとともに、里山丘陵地の景観の創出や豊かな生態系の維持にも寄与している。

大分県では、人が手をかけることで育まれているこのような循環型農林業が後世に引き継がれるよう、地元の森林所有者や原木しいたけ生産者等と連携し、シカ等からクヌギ林を守るための鳥獣被害対策等に取り組んでいるほか、平成26(2014)年2月には「国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証」を開始するなど、原木しいたけ等のブランド化による地域の活性化を図ることとしている。

注:国際連合食糧農業機関 (FAO) が2002年に立ち上げた「Globally Important Agricultural Heritage Systems」の一般的略称。地域環境を生かした伝統的農法や、生物多様性が守られた土地利用のシステムを世界に残すための保護・支援を行う取組。

資料:農林水産省 aff (あふ) 平成 25 (2013) 年7月号: 19.

*75 「UJIターン」とは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。「Uターン」は出身地に戻る形態、「Jターン」は出身地の近くの地方都市に移住する形態、「Iターン」は出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

資等を通じて、6次産業化の取組を強化し、拡大することとしている。

このほか、平成25 (2013) 年11月には、「農林 漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネル ギー電気の発電の促進に関する法律」が成立した。 今後、同法に基づき、農山漁村において農林漁業の 健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電 を促進するとともに、再生可能エネルギー発電の売電収益を地域に還元し、農山漁村の活力の向上及び持続的発展に結び付ける取組を推進していくこととしている*76。

(里山林等の保全や利活用)

山村の過疎化及び高齢化等が進む中で、里山林の 保全及び再生を進めるためには、地域住民が森林資

事例Ⅳ-7 「6次産業化」の取組:割り箸の製造で新たな販路を開拓

国内における割り箸の消費量は、近年250億膳前後で推移していたが、平成19(2007)年以降は減少傾向となり、平成24(2012)年には190億膳(国民一人当たり年間約150膳)となっている。このうち98%に当たる186億膳が輸入で、国産の割り箸は2%の4億膳となっている。

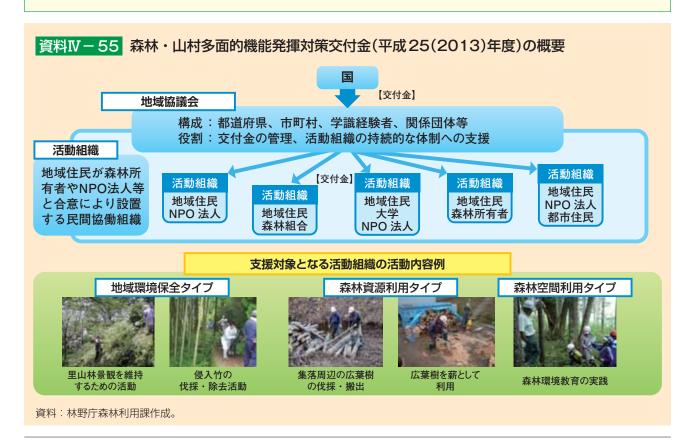
こうした中、宮崎県で木材加工等を手掛けるY社では、年間原木消費量10万㎡のうち、これまで木材チップとしていた約3万㎡分について、より収益の見込める割り箸として加工・販売する「総合化事業計画」を策定し、農林水産大臣の認定を受けた。同社では、同計画に即し、年間1億膳を生産して外食産業等に販売することとしている。



Y社で製造した割り箸

また、同社では、販売だけではなく使用後の回収も進め、木質燃料として再利用することも計画している。

資料: 平成25(2013)年4月5日付け宮崎日日新聞



^{*76} 例えば、高知県檮原町では、風力発電の売電益の一部を使い、間伐を行った森林所有者に対する町独自の交付金の交付やペレット向け間伐材の搬出費用の助成を実施。

源を活用しながら持続的に里山林と関わる新たな仕組みをつくることが必要である。

このため林野庁では、平成22(2010)年度から平成24(2012)年度にかけて、地域住民が主体となって、里山林を薪炭やチップ、山菜、きのこ等を生産する場や、森林環境教育や自然体験等の場として利活用するためのマニュアルの作成に対して支援した*77。また、平成25(2013)年度から、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくため、里山林の景観維持、侵入竹の伐採及び除去等の保全管理、広葉樹等の森林資源の薪等への利用等、自伐林家をはじめとする地域の住民が協力して行うこれらの取組に対する支援を開始している(資料IV-55)。

(都市との交流により山村を活性化)

近年、都市住民が休暇等を利用して山村に滞在し、 農林漁業や木工体験、森林浴、山村地域の伝統文化 の体験等を行う「山村と都市との交流」が各地で進 められている。

都市住民の二一ズに応えて、都市と山村が交流を 図ることは、都市住民にとっては、健康でゆとりあ る生活の実現や、山村や森林・林業に対する理解の 深化に役立っている。また、山村住民にとっては、 特用林産物や農産物の販売による収入機会の増大 や、宿泊施設や販売施設等への雇用による就業機会 の増大につながるのみならず、自らが生活する地域 を再認識する機会ともなり得る。

このため、各市町村では、地域住民と都市住民が 連携して、森林環境教育、アウトドアスポーツ、地 元の特産品を使った商品開発や販売等を通じた体 験・交流活動が進められている。

また、農林水産省では、「子ども農山漁村交流プロジェクト支援交付金」により、小学生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進できるよう、山村側の宿泊体験施設や教育農園等の整備に対して支援している。さらに、林野庁でも都市住民を対象とした森林環境教育の活動等に対して支援している。

このほか、平成26 (2014) 年 1 月に、農林水産 省と観光庁は、「農山漁村の活性化と観光立国実現 のための連携推進協定(農観連携の推進協定)」を締 結し、今後、農林漁業体験等のグリーン・ツーリズ ムと他の観光の組合せによる新たな観光需要の開 拓、森林浴やアウトドアスポーツ等、森林を活用し た観光の振興等に取り組むこととしている。